平成２３年（フ）第１４０５号
大阪府豊中市曽根西町２丁目10番15号、開始決定時の住所大阪市西成区山王２丁目８番15号
破産者　西村　貴史
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６２７号
大阪市東成区大今里４丁目18番５号
破産者　西尾智代美
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９７５号
大阪府枚方市津田駅前１丁目26番５―602号
破産者　松尾　　譲
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０６１号
大阪市城東区森之宮１丁目４番1312号
破産者　鈴木　政男
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０７４号
大阪市住吉区苅田６丁目７番27号　アビコエクセルハイツ403号
破産者　穂本　英二
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５号
堺市堺区市之町東２丁１番22―102号、前住所堺市堺区甲斐町東２丁１番33―405号
破産者　ＢＡＲ　ＨＩＫＡＲＩこと　村井　啓祐
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６６号
堺市東区南野田263番地16
破産者　村上　孝子
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３５７号
堺市西区草部1021番地　１棟210号、前住所大阪府和泉市伯太町1317番地の12
破産者　里村　照文
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０６４号
広島県山県郡北広島町都志見1724番地、住民票上の住所広島市中区白島九軒町12番13―101号
破産者　上川　武志
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５０号
広島市佐伯区三宅４丁目12番10―402号
破産者　大石　美雪（旧姓居藤）
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６０号
広島市安佐南区上安５丁目３番４―506号　県営
破産者　廣林　和子
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３１７号
札幌市西区発寒７条５丁目11番34―703号
破産者　高橋　敬史
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９７号
北海道登別市登別東町４丁目39番地１
破産者　藤田　正広（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第４号
北海道小樽市末広町２番６号、住民票上の住所北海道小樽市花園３丁目21番18号　綿谷澄子方
破産者　佐々木あずさ
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第８８号
盛岡市大通３丁目９番17―1003号
破産者　遠藤美保子
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３０号
岩手県大船渡市大船渡町字上平27番地８　萩田謙吾貸家３号
破産者　鈴木　道雄
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第１４号
秋田県にかほ市金浦字岡の谷地150番地24
破産者　佐藤　力也
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第６３１号
横浜市南区堀ノ内町１丁目４番地の３
破産者　上杉　良子
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６号
富山県高岡市下麻生1171番地　メゾン・プロローグ201号、申立時の住所富山県高岡市駅南３丁目６番13―101号　エル・ファミリオ駅南
破産者　大西　純子
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部